

日本中央競馬会電話投票に関する約定（担保ARS会員）

（2026年3月30日改正）

（目的）

第1条 この約定は、日本中央競馬会（以下「競馬会」といいます。）が担保ARS会員に対して提供する電話投票の利用にあたり、利用条件その他必要な事項を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 電話投票の利用については、競馬に関する法規及びこの約定の定めるところによるものとし、加入者は、これらの内容を遵守する必要があります。

（用語の定義）

第3条 この約定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）電話投票 電話機のプッシュ信号を利用して、勝馬投票券の購入の申込みを行う投票方法をいいます。
- （2）指定口座 競馬会が別に定める銀行（以下「指定銀行」といいます。）の普通預金口座であって、加入者が電話投票の勝馬投票券購入代金の決済に利用するための口座として第5条に定める手続きを行ったものをいいます。
- （3）加入者 電話投票による勝馬投票券の購入が可能であり、勝馬投票券の購入の代金（以下「購入金」といいます。）について、指定口座から競馬会へ振り替える方法により決済処理を行う者のことをいいます。
- （4）開催日 中央競馬の開催日をいいます。
- （5）発売日 競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」といいます。）第21条の規定に基づき都道府県又は指定市町村から委託を受けて発売する地方競馬の競走に係る勝馬投票券の発売を、競馬会の他の電話・インターネット投票の加入者に対して行う日であって開催日以外の日をいいます。
- （6）休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年1月3日までの日をいいます。

（節の定義）

第4条 この約定において「節」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日又は期間をいいます。

- （1）開催日が連続しない場合 当該開催日又は特定発売日1日
- （2）開催日が2日以上連続する場合 当該連続する開催日を合わせた期間
- （3）開催日（2日以上連続する場合を含みます。以下同じ。）と開催日との間の日が休日又は発売日である場合 当該前後する開催日を合わせた期間

（指定口座の開設及び口座振替契約の締結）

第5条 加入者となることを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、指定口座を設けなければなりません。

- 2 申込者は、指定口座を設けるために必要な書類等を指定銀行に提出しなければなりません。
- 3 申込者は、購入金の預金口座振替を依頼するため、別に定める様式による預金口座振替依頼書を、指定口座を設けようとする指定銀行に提出しなければなりません。
- 4 競馬会は、利用銀行に対し、指定口座の預金残高を照会することができるものとします。

(担保の提供)

- 第6条 加入者は、購入金支払の担保として指定銀行に定期預金口座を設け、その口座に10万円、20万円又は30万円のうち加入者が選択した金額（以下「担保額」といいます。）を預け入れなければなりません。
- 2 この定期預金の期間は2ヶ年とし、期間経過後は自動的に継続されるものとします。
 - 3 この定期預金の利息は、加入者の指定口座に振り込まれるものとします。

(質権設定)

- 第7条 加入者は、前条第1項に規定する定期預金元金の上に競馬会を質権者とする質権を設定しなければなりません。
- 2 競馬会は、前条第1項に規定する定期預金の証書を預かるものとします。
 - 3 前項の定期預金証書は、この契約を解除した場合以外は返還しません。ただし、第19条第2項の規定による払戻金等の交付を行った後でもなお同条第1項の規定による購入金の支払が不能である場合は、競馬会は、加入者に通知することなくこの定期預金を解約し、不足となった金額を定期預金から差し引き、その残額を加入者の指定口座に振り込むものとします。
 - 4 加入者は、前条第1項に規定する定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしてはなりません。
 - 5 第1項の質権設定に係る費用は、加入者が負担するものとします。
 - 6 第2項の定期預金証書は、この契約が解約された場合は、加入者に返還します。ただし、第28条の規定による変更の届出がないため、加入者に定期預金証書の送付ができないときは、通常到達すべきときに加入者は定期預金証書の返還を受けたものとみなします。この場合、競馬会は、返還を受けたとみなしたときから更に3年間定期預金証書を保管し、それまでに加入者が定期預金証書の送付先の連絡等を取らなかった場合には、競馬会は当該定期預金証書を廃棄します。この場合、加入者はこれに対し、一切異議を申し立てることはできません。

(本人情報等の通知)

- 第8条 申込者は、加入の申込みに際し、氏名、住所、電話番号その他競馬会が必要と認める事項を、競馬会に通知するものとします。
- 2 前項に掲げるもののほか、申込者は、電話投票の利用の際に使用する暗証番号を定め、競馬会に通知するものとします。

(加入者契約の締結)

- 第9条 前4条の規定による手続きのすべてが完了し、かつ、競馬会において必要な手続きが完了したときは、競馬会は、申込者に加入者番号、P-ARS番号、受付電話番号、その他の必要な事項を通知するとともに、当該申込者を加入者とする契約（以下「加入者契約」といいます。）を締結するものとします。
- 2 前項の規定による契約締結後は、加入者は電話投票を利用できるものとします。
 - 3 第1項の加入者番号、P-ARS番号及び受付電話番号は、競馬会の都合により変更することがあります。
 - 4 競馬会は、業務上の都合により、この約定による加入者の電話投票の方式を他の電話投票の方式に変更することができるものとします。

(指定口座の引き出しの制限)

- 第10条 加入者は、利用銀行が別に指定する日時（以下「指定日時」といいます。）からその直後の第19条の規定による購入金の支払及び払戻金等の交付がなされる日まで

の期間において、指定口座からの預金の引き出し（第19条第1項の規定による購入金の支払に係るものを除きます。）を行わないでください。

（欠格事項）

第11条 次に掲げる者は、加入者となることができません。

- (1) 20歳未満の者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 精神の機能の障害により勝馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (4) 競馬に関係する政府職員、競馬会の役職員、法第3条の2の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県等の職員であって当該委託を受けた事務に従事する者、中央競馬に関係する調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員又は中央競馬の事務に従事する者
 - (5) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
 - (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- 2 加入者は、前項の規定により加入者となることができない者（以下「欠格者」といいます。）となったときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。
- 3 競馬会は、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定による手続きにおいて、申込者から通知された事項の内容に疑義があるとき、申込者が第29条に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めるときその他競馬会が必要と認めるときは、当該申込者と加入者契約を締結しないことがあります。

（発売する勝馬投票券）

第12条 競馬会は、100円を単位として、別に指定する勝馬投票法の勝馬投票券を発売するものとします。

（発売要項等）

第13条 次の事項については、競馬会が別に定め、ホームページ等に掲示することにより加入者に通知するものとし、これに変更があった場合も同様とします。

- (1) 電話投票を受け付ける競走
- (2) 電話投票の受付の開始時刻及び締切時刻
- (3) その他電話投票に関し必要な事項

（勝馬投票券の購入限度額）

第14条 加入者1人あたりの勝馬投票券の購入限度額（以下「限度額」といいます。）は、次の各号のとおりとします。ただし、1回の申込みにおいて担保額を超えて勝馬投票券を購入することはできません。

- (1) 節の初日においては、指定日時における指定口座の預金残高（決済未確認の証券類を除きます。以下単に「預金残高」といいます。）と担保額のいずれか少ないほうの金額からその日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその日のその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金（競馬法（昭和23年法律第158号）附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金、競馬法附則第6条第1項の1号給付金及び2号給付金を含みます。以下同じ。）及び返還金（以下「払戻金等」といいます。）の合計額を加えた額とします。
- (2) 節の2日目以降の各日においては、預金残高と担保額のいずれか少ないほうの金額からその節におけるその日の前日までの購入金の合計額を減じた額にその節においてその日の前日までに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金等の合計額を

加えた額と担保額のいずれか少ないほうの金額からその日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みまでに購入したその日の競走の勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金等の合計額を加えた額とします。

(設定上限額に係る取扱い)

- 第15条 競馬会は、加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して1節あたりの勝馬投票券を購入できる上限額（以下「会員設定上限額」といいます。）の設定の申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額を設定します。
- 2 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の設定の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額を設定します。
 - 3 競馬会は、前2項の規定により会員設定上限額を設定された加入者からの勝馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みの日の属する節のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した返還金の合計額を加えた額を超える場合は、その勝馬投票の申込みを受け付けませんとします。
 - 4 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。
 - 5 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。
 - 6 前2項の場合において、競馬会は、最後に会員設定上限額を設定し、又は変更した日（開催日前日のうち競馬会が別に指定した時間帯に設定又は変更した場合は、その翌日とします。）以後180日を経過しない期間（競馬会が別に指定した日の時間帯を除きます。）になされた申請については、会員設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けませんとします。

(電話投票における購入申込方法)

- 第16条 加入者は、電話投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、受付電話番号において、加入者番号、暗証番号及びP-A-R-S番号を競馬会の計算機に送信するものとします。
- 2 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して第14条の規定による購入限度額を、100円を1枚とした購入枚数の単位で通知します。
 - 3 加入者は、前項の規定による競馬会の通知を受信後、受付電話番号を通して、勝馬投票券の購入を申し込むために、以下の事項を競馬会の計算機に送信するものとします。
 - (1) 競馬場名
 - (2) 競走の施行日
 - (3) 競走の番号
 - (4) 勝馬投票法の種類
 - (5) 馬（又は枠）番号
 - (6) 購入枚数
 - (7) 加入者番号
 - (8) 暗証番号
 - (9) P-A-R-S番号
 - 4 競馬会は、前3項の規定による申込みが所定の条件を満たした投票であるときは、その申込みを記録するものとし、これを復唱するものとします。

- 5 加入者は、前項の復唱した申込内容を確認するものとします。
- 6 加入者による確認後、競馬会は、加入者に対して受付番号を通知するものとし、加入者は、これを所定の方法により確認するものとします。
- 7 競馬会は、前2項の確認が所定の条件を満たしたときは、その申込みを受理するものとします。

(電話投票における契約の成立)

- 第17条 加入者と競馬会との間の電話投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、前条第6項の確認により、その申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合に成立するものとします。
- 2 競馬会は、前項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、勝馬投票券を発売します。
 - 3 加入者は、前2項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

(勝馬投票券の代理受領)

- 第18条 加入者が電話投票により購入した勝馬投票券は、競馬会が加入者に代わって受領し、競馬会が定める形式で保管するものとします。
- 2 前項の勝馬投票券について、加入者がその閲覧を請求した場合、競馬会は、その勝馬投票券を発売した日から60日間、競馬会が指定した方法で閲覧に供します。

(購入金の支払、払戻金等の振込)

- 第19条 加入者は、1節における購入金を、その節の直後の銀行営業日（現金自動支払機その他の機械のみで営業している日を除きます。以下同じ。）に、第5条第3項に定める依頼に基づき指定口座から競馬会に支払うものとします。
- 2 競馬会は、1節における払戻金等を、その節の直後の銀行営業日に、加入者に通知することなく指定口座に振り込むことにより交付するものとします。
 - 3 前2項において、やむを得ない事由により当該日に支払い又は振り込むことができない場合は、当該日の翌銀行営業日に支払い又は振り込むものとします。

(勝馬投票の受付の拒否)

- 第20条 競馬会は、加入者の勝馬投票券の購入の申込みについて疑義があるときその他競馬会が必要と認めたときは、当該申込みを受け付けないことがあります。

(異議申立て)

- 第21条 加入者は、電話投票における勝馬投票券の購入金、払戻金及び返還金に関する異議を、当該勝馬投票券の購入の申込みをした日から30日以内に限り、競馬会に申し立てることができます。

(通話の記録)

- 第22条 競馬会は、電話投票のための通話の内容は記録し、その記録は30日間保存します。

(解約)

- 第23条 競馬会は、加入者から書面により解約の申請があったとき又は加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、加入者に通知することなく加入者契約を解約します。
- (1) 加入申込み時に通知された事項が真実でなかったことが判明したとき

- (2) 第7条第1項に規定する定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。
- (3) 第11条に規定する欠格者となったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 2年間を通じて電話投票の申込みがなかったとき
- (6) 指定口座を解約したとき
- (7) 第19条第1項の規定による購入金の支払が不能になり、第7条第3項の規定により競馬会が定期預金を解約したとき
- (8) 20歳未満の者に電話投票の申込みをさせたことが判明したとき
- (9) 第29条に違反したと競馬会が認めたとき
- (10) その他競馬会が必要と認めたとき

(本人申請による利用の停止)

第24条 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、電話投票の利用を停止します。

- 2 競馬会は、前項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、電話投票の利用の停止を解除します。
- 3 第1項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは、前項の規定による利用の停止の解除を申請することができません。

(家族申請による利用の停止)

第25条 競馬会は、加入者と同居する親族（成年者に限ります。）及び競馬会が特に認めた者（以下「家族」といいます。）から、加入者の利用の停止について、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止について判断するために必要な書類を添えて申請があり、利用を停止するに足りる相当な理由があると認めたときは、電話投票の利用を停止することとし、加入者及び申請をした家族（以下「申請家族」といいます。）に対して、その旨及び利用停止開始予定日を通知します。なお、利用停止開始予定日は、通知を発した日から1ヵ月が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。

- 2 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。
 - (1) 加入者がギャンブル障害又は同様の疾病（以下「ギャンブル障害」といいます。）であることを証明する医師の診断書
 - (2) 前号の書類の取得が困難な場合は、加入者の電話投票によって加入者の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明する書類
 - (3) 加入者が、前項の規定により現に利用を停止されている場合は、利用停止通知
 - (4) 加入者が、加入者の家族申請によって競馬場等への入場を制限されている場合は、その旨が記載された競馬会からの通知文書
- 3 前項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者は異議を申し立てることができません。なお、利用停止開始予定日は、競馬会が利用停止を認めた通知を発した日から1週間が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。
- 4 利用停止となった加入者（以下「利用停止加入者」といいます。）は、利用停止開始予定日の前日まで、競馬会指定の書面に別に定める書類を添えて提出することにより競馬会に異議を申し立てることができます。その場合、競馬会が当該異議申立てを裁決するまで利用停止の開始を猶予するものとし、競馬会は申請家族に対して、その旨を通知します。
- 5 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。

- (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書
- (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 確定申告書の控え又は給与所得の源泉徴収票
- 6 競馬会が、異議申立てに理由があると認めたときは、利用停止を取り消すこととし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨を通知します。
- 7 競馬会が、異議申立てに理由がないと認めたときは、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 8 異議を申し立てた利用停止加入者は、競馬会が当該異議申立てを裁決するまで、競馬会指定の書面を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、競馬会は申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 9 利用停止加入者は、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止の解除について判断するために必要な書類を添えて提出することにより、電話投票の利用停止の解除を申請することができます。
- 10 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。
 - (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書
 - (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 競馬会指定の書面に加入者の家族全員が解除申請に同意したことを示す署名（以下「家族同意署名書類」といいます。）
 - (3) 第2項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者 利用停止通知に記載の解除申請要件を満たす書類
- 11 前項第2号及び第3号のうち、家族同意署名書類の提出により解除申請をする場合は、利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは申請することができません。
- 12 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者の電話投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由があると認めたときは、競馬会が指定する日（以下「利用停止解除予定日」といいます。）より電話投票の利用停止を解除することとし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。
- 13 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者の電話投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由がないと認めたときは、電話投票の利用停止を解除しないこととし、利用停止加入者に対して、その旨を通知します。
- 14 利用停止加入者は、利用停止解除予定日の前日まで、競馬会指定の書面を提出することにより解除申請を取り下げることができます。

（利用の停止）

第26条 競馬会は、加入者の電話投票の利用について疑義が生じたときその他競馬会が必要と認めたときは、電話投票の利用を停止することがあります。

（個人情報の取扱い）

第27条 競馬会は、次に掲げる場合に加入者の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を保護措置を講じた上で収集し、保有し、利用し、提供し又は委託するものとします。

- (1) 加入者の電話投票の利用に関する業務を行う場合
- (2) 競馬会が提供するサービス業務及びマーケティング活動を行う場合

- (3) 加入者に応じた最適なサービス提供および安全利用に向けた啓発・周知等のため、
購買履歴等の情報分析を行う場合
 - (4) 法的義務により競馬会が個人情報の提供を求められた場合
 - (5) 印刷・発送業務等の電話投票に関する業務を第三者に委託する場合
 - (6) 加入者の同意を得た場合
- 2 前項各号に掲げる場合において利用等を行う個人情報は、次に掲げるものとします。
- (1) 氏名、住所、電話番号、暗証番号等加入者が申込時に届け出た事項
 - (2) 第11条第2項、第23条、第24条第1項及び第2項並びに第28条の規定により加入者が届け出た又は申請した事項
 - (3) 第9条の規定により競馬会が加入者に通知した事項
 - (4) 勝馬投票券の購入履歴、購入内容等の加入者の電話投票の利用状況
 - (5) 預金残高、払戻金等の加入者の指定口座に関する事項

(住所等の変更の届出)

第28条 加入者は、第8条で競馬会に通知した内容を変更したときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。

(禁止事項)

第29条 加入者は、次に掲げる事項をしてはなりません。

- (1) 加入者本人以外の者に電話投票の申込みをさせる行為
- (2) 他人からの委託により電話投票の申込みをする行為
- (3) 加入者の名義を変更し、又は加入資格を譲渡する行為
- (4) 電話投票を利用して取得したすべての情報を第三者に提供する行為
- (5) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、又はそれらに結びつく行為
- (6) 競馬会又は第三者の財産、プライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 電話投票のサービスの全部又は一部を商業目的で利用する行為
- (8) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限させるようなコンテンツを送信する行為
- (9) 電話投票のサービス又はサービスに接続しているネットワーク若しくは電話通信環境を妨害したり、混乱させたりする行為
- (10) 他の加入者の個人情報を収集し、若しくは蓄積する行為、又はそのおそれのある行為
- (11) 競馬会に帰属する知的財産権を侵害する行為
- (12) その他競馬会が不適切と認めた行為

(知的財産権)

第30条 電話投票のコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報（データ）及び電話投票を利用して取得したすべての情報に関する知的財産権は、競馬会に帰属するものとします。

- 2 加入者は、文書による本会の事前の承諾なく、電話投票を通じて提供されるいかなる情報も、複製、送信、改変、転載その他の態様で利用することはできないものとします。
- 3 加入者が前項の規定に違反した場合であって、本会に損害が生じたときは、競馬会は加入者に対し、当該違反行為によって生じた損害を請求できるものとします。

(秘密保持)

第 31 条 加入者は、電話投票を行うための加入者番号、暗証番号及び P-A-R-S 番号を絶対に第三者に漏らしてはなりません。

2 加入者は、加入者番号、暗証番号その他の電話投票に関する秘密が漏えいするおそれのある事態が発生した場合は、その旨を直ちに競馬会に届け出なければなりません。

(注意事項)

第 32 条 加入者は、20 歳未満の者が加入者の加入者番号、暗証番号及び P-A-R-S 番号を使用して電話投票の申込みをすることのないよう特に注意しなければなりません。

(免責)

第 33 条 勝馬投票券の発売に関する契約が成立した場合は、その申込みが加入者本人以外の者によって行われたときであっても、競馬会は一切それによる損害の責を負いません。

2 競馬会以外の者が提供するウェブサイト、アプリケーションその他それに類するものとの連携による勝馬投票に関する損害について、競馬会は一切その責を負いません。

3 天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により勝馬投票の申込みを受け付けられない場合、指定口座の残高を確認できない場合、指定口座の残高を競馬会の計算機に登録できない場合、振り込み処理が遅延する場合その他電話投票の利用及びその他関係する手続きができない場合があっても、予見の有無にかかわらず、競馬会、通信会社又は指定銀行は、一切その責を負いません。ただし、競馬会の故意又は重過失によるものであった場合はこの限りではないものとし、通信会社又は指定銀行の故意又は重過失によるものであった場合は、当該通信会社又は指定銀行の定めるところにより対処されるものとし、ます。

4 電話投票の利用における競馬会の責任は、合理的な努力をもって電話投票を提供することに限られるものとし、ます。また、競馬会は電話投票（電話投票で利用するシステムを含む）の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、会員による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証し、ます。

(分離可能性)

第 34 条 本約定等のいずれかの条項又はその一部が、民法、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約定等のそれ以外の部分は、継続して効力を維持し、ます。

(約定の改正)

第 35 条 競馬会は、民法第 548 条の 4 の規定により、この約定を変更できるものと、ます。

2 競馬会は、前項の規定によりこの約定を変更するときは、変更後の約定の効力発生日の 1 か月前までに、約定を変更する旨、変更後の約定の内容及びその効力発生日を競馬会のホームページに掲示すること等により加入者に通知するものと、ます。

3 変更後の約定の効力発生日以降に加入者が電話投票を利用したときは、加入者が約定の変更に同意したものとみなし、ます。

(準拠法、裁判管轄)

第 36 条 この約定の準拠法は日本法とし、電話投票の利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所と、ます。